

1. 島根県沖合海面におけるひき縄釣漁業の許可の制限措置

区分		内 容
ひき縄釣漁業 制限措置	漁業種類	しいら、ぶり、かつお又はまぐろの採捕を目的とするひき縄釣漁業
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	4 隻
	船舶の総トン数	(1) 推進機関の馬力数が100キロワットを超える場合 定めなし (2) 推進機関の馬力数が100キロワット未満の場合にあつては、3 トン以上
	推進機関の馬力数	(1) 使用船舶が3 トン以上の場合 定めなし (2) 使用船舶が3 トン未満の場合にあつては、100キロワット超
	操業区域	大田市、出雲市界から0度の線と島根、山口両県界から正北西の線との両線間における海面
	漁業時期	1月1日から12月31日まで
	漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

2. ひき縄漁業許可の許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年3月16日 から 令和4年4月15日 まで